

○国立大学法人千葉大学特定雇用職員給与規程

(平成 21 年 4 月 1 日)

改正平成 22 年 4 月 1 日平成 23 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日平成 26 年 10 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日平成 30 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人千葉大学特定雇用職員就業規則(以下「特定雇用就業規則」という。)第 16 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人千葉大学(以下「本学」という。)に勤務する特定雇用職員の給与に関し必要な事項を定め、及び国立大学法人千葉大学無期転換特定雇用職員就業規則(以下「無期転換特定雇用就業規則」という。)第 15 条第 1 項の規定に基づき本学に勤務する無期転換特定雇用職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 特定雇用職員の給与は、第 4 条に定める基本年俸及び次項に定める諸手当とする。

諸手当は、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び幼稚園教諭調整手当とする。

特定雇用職員の給与月額は、基本年俸の 12 分の 1 の額(以下「基本給」という。)とする。

(給与の支給日)

第 3 条 基本給、通勤手当及び幼稚園教諭調整手当は、当該月の 17 日に、超過勤務手当及び休日勤務手当は、その月の分を翌月の 17 日に支給する。ただし、支給日(以下この項において毎月 17 日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは支給日の前々日(その日が休日に当たるときは支給日の翌日)に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。また、支給日が休日に当たるときは 18 日に支給する。

(基本年俸)

第 4 条 基本年俸の額は、別表に定める号俸により決定する。ただし、契約期間が 1 年に満たない場合における基本年俸の額は、号俸により決定される基本年俸の額を基準とし、当該契約期間に応じて決定する。

特定雇用就業規則第 37 条第 1 項の規定により短時間勤務をしている特定雇用職員(以下「短時間特定雇用職員」という。)の基本年俸の額は、前項に規定する額にその者の 1 週間当たりの勤務時間数を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額を基準とし、契約期間に応じて決定する。

前2項の規定にかかわらず、特別の事情が認められる場合の基本年俸は、学長が別に定めることができる。

第1項に定める号俸は、契約期間の途中において改定しない。ただし、昇任等の場合及びその他勤務実績等を勘案し必要と認められる場合には号俸を改定することができる。

(通勤手当)

5条 通勤手当は、国立大学法人千葉大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第18条の規定に準じて支給する。

(超過勤務手当)

6条 特定雇用就業規則第19条の規定により、所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた特定雇用職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条に規定するものを除く。)に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合。以下、次項、第3項及び次条各項において同じ。)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

短時間特定雇用職員の前項の適用にあつては、所定の勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100の割合で支給し、その時間数については、次項及び次条第2項の時間数に含めないものとする。

第1項の規定にかかわらず、所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間(次条第1項に規定する週休日及び休日に勤務することを命じられた時間を含む。)が1月につき60時間を超える場合には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

7条 特定雇用就業規則第19条の規定により、同規則第20条に規定する週休日(同規則第21条の規定により週休日の振替をした日を含む。以下同じ。)及び休日(同規則第22条第1項の規定により代休日となった日を含む。以下同じ。)に勤務することを命ぜられた特定雇用職員には、その勤務を命ぜられた全時間(同規則第21条の規定により、当該週休日を振り替えた場合及び同規則第22条第1項の規定により代休日を指定した場合を除く。)に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

前項の規定にかかわらず、週休日及び休日に勤務することを命ぜられた時間(前条第1項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間を含む。)が1月につき60時間を超える場合には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び幼稚園教諭調整手当の月額合計額を当該事業年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(幼稚園教諭調整手当)

第18条の2 幼稚園教諭調整手当は、職員給与規程第29条の4の規定に準じて支給する。

短時間特定雇用職員の前項の適用にあつては、その者の1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額を支給する。

(休職者の給与)

第19条 特定雇用職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、特定雇用就業規則第10条第1項第1号から第3号までの事由に該当して休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

特定雇用職員が前項の傷病以外の傷病により病気休職にされたときはその休職期間が1年(結核性疾患にあつては2年)に達するまでは、基本給及び幼稚園教諭調整手当(以下この条において「基本給等」という。)の100分の80を支給することができる。

特定雇用職員が特定雇用就業規則第10条第1項第4号の事由に該当して休職にされたときはその休職期間中、基本給等の100分の60以内を支給することができる。

特定雇用職員が特定雇用就業規則第10条第1項第5号の事由に該当して休職にされたときはその休職期間中、基本給等の100分の70以内を支給することができる。

特定雇用職員が特定雇用就業規則第10条第1項第6号の事由に該当して休職にされたときはその休職期間中、基本給等の100分の70以内(業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは100分の100以内)を支給することができる。

特定雇用職員が特定雇用就業規則第10条第1項第7号の事由に該当して休職にされたときの休職期間中の基本給等についてはその事由に応じて定める。

休職にされた特定雇用職員には、他の規定に別段の定めがない限り、前各項の規定による給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等をしている職員の給与)

10条 特定雇用就業規則第27条の規定により育児休業等をしている特定雇用職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

1 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 特定雇用職員が育児部分休業により勤務しない場合には、第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業等をしている職員の給与)

11条 特定雇用就業規則第28条の規定により介護休業又は介護部分休業をしている特定雇用職員の給与については、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(給与の減額)

12条 特定雇用職員が勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(基本給の半減)

13条 前条の規定にかかわらず、特定雇用職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置(以下「病気休暇等」という。)の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときはその期間経過後の当該病気休暇等に係る日につき、基本給の半額を減ずる。

(日割計算)

14条 新たに特定雇用職員となった者には、その日から基本給を支給する。

特定雇用職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。

特定雇用職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときはその基本給は、その月の現日数から週休日及び休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

前4項の規定は、幼稚園教諭調整手当の支給について準用する。

(端数計算)

15条 この規程により勤務1時間当たりの給与額を算出する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

16条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(給与の支払方法)

17条 特定雇用職員の給与は、職員給与規程第41条の規定に準じて支給する。

(無期転換特定雇用職員に対する準用)

17条の2 第2条から前条まで(第4条第1項ただし書を除く。)の規定は、無期転換特定雇用職員について準用する。この場合において、これらの規定中「特定雇用職員」とあるのは「無期転換特定雇用職員」と、「短時間特定雇用職員」とあるのは「短時間無期転換特定雇用職員」と読み替えるほか、第4条第2項中「特定雇用就業規則第37条第1項」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第36条において準用する特定雇用就業規則第37条第1項」と、「得た額を基準とし、契約期間に応じて決定する」とあるのは「得た額とする」と、第4条第4項中「契約期間の途中」とあるのは「事業年度の初日以外」と、第6条第1項及び第7条第1項中「特定雇用就業規則第19条」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第19条の規定において準用する特定雇用就業規則第19条」と、第7条第1項中「同規則第20条」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第20条において準用する特定雇用就業規則第20条」と、「同規則第21条」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第21条において準用する特定雇用就業規則第21条」と、「同規則第22条第1項」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第22条において準用する特定雇用就業規則第22条」と、第9条第1項中「特定雇用就業規則第10条第1項第1号」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第7条の規定において準用する特定雇用就業規則第10条第1項第1号」と、第9条第3項中「特定雇用就業規則第10条第1項第2号」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第7条の規定において準用する特定雇用就業規則第10条第1項第2号」と、第9条第4項中「特定雇用就業規則第10条第1項第3号」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第7条の規定において準用する特定雇用就業規則第10条第1項第3号」と、第9条第5項中「特定雇用就業規則第10条第1項第4号」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第7条の規定において準用する特定雇用就業規則第10条第1項第4号」と、第9条第6項中「特定雇用就業規則第10条第1項第5号」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第7条の規定において準用する特定雇用就業規則第10条第1項第5号」と、第10条柱書き中「特定雇用就業規則第27条」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第27条において準用する特定雇用就業規則第27条」と、第11条中「特定雇用就業規則

第 28 条」とあるのは「無期転換特定雇用就業規則第 28 条において準用する特定雇用就業規則第 28 条」と読み替えるものとする。

(実施に関し必要な事項)

18 条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

19 条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

則(平成 23 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

則(平成 25 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、年俸制適用職員に対する基本給の支給に当たっては、基本給から、基本給に、当該年俸制適用職員に適用される次の表の左欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 職名 | | 割合 |
|-------------|----------|-------------|
| (特任教員) | 特任助教 | 100 分の 4.77 |
| | 特任講師 | 100 分の 7.77 |
| | 特任准教授 | |
| | 特任教授 | 100 分の 9.77 |
| 特任研究員 | | 100 分の 4.77 |
| (特任職員) | 特任専門職員 | 100 分の 4.77 |
| | 特任専門員 | |
| (寄附講座等教員) | 寄附講座教員 | 100 分の 4.77 |
| | 寄附研究部門教員 | |
| (共同研究講座等教員) | 共同研究講座教員 | 100 分の 4.77 |

| | | |
|--------|----------|-------------|
| | 共同研究部門教員 | |
| 特別語学講師 | | 100 分の 7.77 |

特例期間においては、第 9 条第 1 項から第 6 項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該年俸制適用職員に適用される次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

第 9 条第 1 項 前項に定める額

第 9 条第 2 項から第 6 項まで 前項に定める額に、同条第 2 項から第 6 項までの規定により当該年俸制適用職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

特例期間においては、第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 7 条及び第 12 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給を当該事業年度の 1 月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に当該年俸制適用職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

特例期間においては、第 10 条第 2 号の規定の適用については、同号中「第 8 条」とあるのは、「平成 25 年附則第 4 項」とする。

特例期間においては、第 11 条の規定の適用については、同条中「第 8 条」とあるのは、「平成 25 年附則第 4 項」とする。

第 2 項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 2 項から前項までの規定は、次に掲げる者には、適用しない。

短時間年俸制適用職員

施行日前において特定雇用就業規則第 5 条第 2 号から第 4 号までの規定の適用を受ける複数年契約の年俸制適用職員

則(平成 26 年 10 月 1 日)

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

則(平成 29 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

則(平成 30 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

則(令和 4 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

別表(第 4 条関係)

イ 一般職年俸表

基本年俸表

| 号俸 | 基本年俸額 |
|----|-------------|
| 1 | 2,400,000 円 |
| 2 | 2,460,000 円 |
| 3 | 2,520,000 円 |
| 4 | 2,580,000 円 |
| 5 | 2,640,000 円 |
| 6 | 2,700,000 円 |
| 7 | 2,760,000 円 |
| 8 | 2,820,000 円 |
| 9 | 2,880,000 円 |
| 10 | 2,940,000 円 |
| 11 | 3,000,000 円 |
| 12 | 3,060,000 円 |
| 13 | 3,120,000 円 |
| 14 | 3,180,000 円 |
| 15 | 3,240,000 円 |
| 16 | 3,300,000 円 |
| 17 | 3,360,000 円 |
| 18 | 3,420,000 円 |
| 19 | 3,480,000 円 |
| 20 | 3,540,000 円 |
| 21 | 3,600,000 円 |
| 22 | 3,660,000 円 |
| 23 | 3,720,000 円 |
| 24 | 3,780,000 円 |
| 25 | 3,840,000 円 |
| 26 | 3,900,000 円 |
| 27 | 3,960,000 円 |

| | |
|----|-------------|
| 28 | 4,020,000 円 |
| 29 | 4,080,000 円 |
| 30 | 4,140,000 円 |
| 31 | 4,200,000 円 |
| 32 | 4,260,000 円 |
| 33 | 4,320,000 円 |
| 34 | 4,380,000 円 |
| 35 | 4,440,000 円 |
| 36 | 4,500,000 円 |
| 37 | 4,560,000 円 |
| 38 | 4,620,000 円 |
| 39 | 4,680,000 円 |
| 40 | 4,740,000 円 |
| 41 | 4,800,000 円 |
| 42 | 4,860,000 円 |
| 43 | 4,920,000 円 |
| 44 | 4,980,000 円 |
| 45 | 5,040,000 円 |
| 46 | 5,100,000 円 |
| 47 | 5,160,000 円 |
| 48 | 5,220,000 円 |
| 49 | 5,280,000 円 |
| 50 | 5,340,000 円 |
| 51 | 5,400,000 円 |
| 52 | 5,460,000 円 |
| 53 | 5,520,000 円 |
| 54 | 5,580,000 円 |
| 55 | 5,640,000 円 |

| | |
|----|-------------|
| 56 | 5,700,000 円 |
| 57 | 5,760,000 円 |
| 58 | 5,820,000 円 |
| 59 | 5,880,000 円 |
| 60 | 5,940,000 円 |
| 61 | 6,000,000 円 |
| 62 | 6,060,000 円 |
| 63 | 6,120,000 円 |
| 64 | 6,180,000 円 |
| 65 | 6,240,000 円 |
| 66 | 6,300,000 円 |
| 67 | 6,360,000 円 |
| 68 | 6,420,000 円 |
| 69 | 6,480,000 円 |
| 70 | 6,540,000 円 |
| 71 | 6,600,000 円 |
| 72 | 6,660,000 円 |
| 73 | 6,720,000 円 |
| 74 | 6,780,000 円 |
| 75 | 6,840,000 円 |
| 76 | 6,900,000 円 |
| 77 | 6,960,000 円 |
| 78 | 7,020,000 円 |
| 79 | 7,080,000 円 |
| 80 | 7,140,000 円 |
| 81 | 7,200,000 円 |
| 82 | 7,260,000 円 |
| 83 | 7,320,000 円 |

| | |
|-----|-------------|
| 84 | 7,380,000 円 |
| 85 | 7,440,000 円 |
| 86 | 7,500,000 円 |
| 87 | 7,560,000 円 |
| 88 | 7,620,000 円 |
| 89 | 7,680,000 円 |
| 90 | 7,740,000 円 |
| 91 | 7,800,000 円 |
| 92 | 7,860,000 円 |
| 93 | 7,920,000 円 |
| 94 | 7,980,000 円 |
| 95 | 8,040,000 円 |
| 96 | 8,100,000 円 |
| 97 | 8,160,000 円 |
| 98 | 8,220,000 円 |
| 99 | 8,280,000 円 |
| 100 | 8,340,000 円 |
| 101 | 8,400,000 円 |
| 102 | 8,460,000 円 |
| 103 | 8,520,000 円 |
| 104 | 8,580,000 円 |
| 105 | 8,640,000 円 |
| 106 | 8,700,000 円 |
| 107 | 8,760,000 円 |
| 108 | 8,820,000 円 |
| 109 | 8,880,000 円 |
| 110 | 8,940,000 円 |
| 111 | 9,000,000 円 |

| | |
|-----|-------------|
| 112 | 9,060,000 円 |
| 113 | 9,120,000 円 |
| 114 | 9,180,000 円 |
| 115 | 9,240,000 円 |
| 116 | 9,300,000 円 |
| 117 | 9,360,000 円 |
| 118 | 9,420,000 円 |
| 119 | 9,480,000 円 |
| 120 | 9,540,000 円 |

ロ 教育職年俸表
基本年俸表

| 号俸 | 基本年俸額 |
|----|-------------|
| 1 | 4,200,000 円 |
| 2 | 4,320,000 円 |
| 3 | 4,440,000 円 |
| 4 | 4,560,000 円 |
| 5 | 4,680,000 円 |
| 6 | 4,800,000 円 |
| 7 | 4,920,000 円 |
| 8 | 5,040,000 円 |
| 9 | 5,160,000 円 |
| 10 | 5,280,000 円 |
| 11 | 5,400,000 円 |
| 12 | 5,520,000 円 |
| 13 | 5,640,000 円 |
| 14 | 5,760,000 円 |
| 15 | 5,880,000 円 |
| 16 | 6,000,000 円 |

| | |
|----|-------------|
| 17 | 6,120,000 円 |
| 18 | 6,240,000 円 |
| 19 | 6,360,000 円 |
| 20 | 6,480,000 円 |
| 21 | 6,600,000 円 |
| 22 | 6,720,000 円 |
| 23 | 6,840,000 円 |
| 24 | 6,960,000 円 |
| 25 | 7,080,000 円 |
| 26 | 7,200,000 円 |
| 27 | 7,320,000 円 |
| 28 | 7,440,000 円 |
| 29 | 7,560,000 円 |
| 30 | 7,680,000 円 |
| 31 | 7,800,000 円 |
| 32 | 7,920,000 円 |
| 33 | 8,040,000 円 |
| 34 | 8,160,000 円 |
| 35 | 8,280,000 円 |
| 36 | 8,400,000 円 |
| 37 | 8,520,000 円 |
| 38 | 8,640,000 円 |
| 39 | 8,760,000 円 |
| 40 | 8,880,000 円 |
| 41 | 9,000,000 円 |
| 42 | 9,120,000 円 |
| 43 | 9,240,000 円 |
| 44 | 9,360,000 円 |

| | |
|----|--------------|
| 45 | 9,480,000 円 |
| 46 | 9,600,000 円 |
| 47 | 9,720,000 円 |
| 48 | 9,840,000 円 |
| 49 | 9,960,000 円 |
| 50 | 10,080,000 円 |
| 51 | 10,200,000 円 |
| 52 | 10,320,000 円 |
| 53 | 10,440,000 円 |
| 54 | 10,560,000 円 |
| 55 | 10,680,000 円 |
| 56 | 10,800,000 円 |
| 57 | 10,920,000 円 |
| 58 | 11,040,000 円 |
| 59 | 11,160,000 円 |
| 60 | 11,280,000 円 |
| 61 | 11,400,000 円 |
| 62 | 11,520,000 円 |
| 63 | 11,640,000 円 |
| 64 | 11,760,000 円 |
| 65 | 11,880,000 円 |
| 66 | 12,000,000 円 |
| 67 | 12,120,000 円 |
| 68 | 12,240,000 円 |
| 69 | 12,360,000 円 |
| 70 | 12,480,000 円 |
| 71 | 12,600,000 円 |
| 72 | 12,720,000 円 |

| | |
|-----|--------------|
| 73 | 12,840,000 円 |
| 74 | 12,960,000 円 |
| 75 | 13,080,000 円 |
| 76 | 13,200,000 円 |
| 77 | 13,320,000 円 |
| 78 | 13,440,000 円 |
| 79 | 13,560,000 円 |
| 80 | 13,680,000 円 |
| 81 | 13,800,000 円 |
| 82 | 13,920,000 円 |
| 83 | 14,040,000 円 |
| 84 | 14,160,000 円 |
| 85 | 14,280,000 円 |
| 86 | 14,400,000 円 |
| 87 | 14,520,000 円 |
| 88 | 14,640,000 円 |
| 89 | 14,760,000 円 |
| 90 | 14,880,000 円 |
| 91 | 15,000,000 円 |
| 92 | 15,120,000 円 |
| 93 | 15,240,000 円 |
| 94 | 15,360,000 円 |
| 95 | 15,480,000 円 |
| 96 | 15,600,000 円 |
| 97 | 15,720,000 円 |
| 98 | 15,840,000 円 |
| 99 | 15,960,000 円 |
| 100 | 16,080,000 円 |

| | |
|-----|--------------|
| 101 | 16,200,000 円 |
| 102 | 16,320,000 円 |
| 103 | 16,440,000 円 |
| 104 | 16,560,000 円 |
| 105 | 16,680,000 円 |
| 106 | 16,800,000 円 |
| 107 | 16,920,000 円 |
| 108 | 17,040,000 円 |
| 109 | 17,160,000 円 |
| 110 | 17,280,000 円 |
| 111 | 17,400,000 円 |
| 112 | 17,520,000 円 |
| 113 | 17,640,000 円 |
| 114 | 17,760,000 円 |
| 115 | 17,880,000 円 |
| 116 | 18,000,000 円 |
| 117 | 18,120,000 円 |
| 118 | 18,240,000 円 |
| 119 | 18,360,000 円 |
| 120 | 18,480,000 円 |